

福津市図書館の資料弁償基準

1 目的

福津市図書館の資料弁償基準は、利用者に資料弁償を求める際の判断基準（以下「判断基準」という。）を明確にするために設定する。

2 判断基準設定の根拠

- (1) 図書館資料は市民の共有財産であるとの認識のもと、利用者は図書館資料の閲覧（館外貸し出しを含む。）においては、善良なる管理者の注意義務を負い、図書館は現在の利用、将来の利用のため図書館資料を保存する責任がある。
- (2) 判断基準を定めることで、円滑な事務処理及び図書館活動の推進を図る。

- ①福津市立図書館条例第6条（損害の賠償）、同条例施行規則第10条（資料の弁償届）
②福津市複合文化センター条例第21条（損害賠償）、同条例施行規則第18条（図書館資料の紛失、破損、弁償等）

3 判断基準の原則

- (1) 図書館資料は利用を重ねる結果、汚れや破損が生じるが、故意または過失によって汚損破損が生じた場合は原則として弁償を求める。
- (2) 判断基準は、当該資料が今後の利用に堪えない状態であること、あるいは利用者が不快に感じる状態にあることを原則とする。

4 弁償の判断

- (1) 弁償に該当するか否かの判断は、複数の職員の判断によるものとする。
- (2) 次の各号に該当する場合は、弁償対象としないことができる。
- ①長期間の利用による経年劣化が原因と考えられるとき。
②修復可能で利用に問題がないとき。
③天災、火災等の不可抗力により、紛失、破損又は著しく汚損したと認められるとき。
④その他弁償に該当しないと館長が認めるとき。
- (3) 相互貸借等の借用資料は、貸与した図書館の基準に従うものとする。

5 判断基準

□図書資料(本、雑誌等)

	対象	状態	範囲
1	水漏れ（雨・湿気・結露等による）	(1)波打ち、ページに歪み等、形状が変わったとき。	波打ち部分が天、地若しくは小口のいずれかの面積の2分の1以上又は歪みが顕著なとき。
		(2)色がついたとき又は変色したとき。	汚破損した部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
		(3)カビが発生したとき。	
		(4)濡れて乾いた後、ページが密着したとき。	
2	汚れ、染み、食べかす等	(1)飲食物により染み等の汚れが付着しているとき。	汚れが複数のページに及ぶとき、又は絵や写真、文字等が判読できないとき。

		(2)血液、唾液、食べこぼし、ペットの糞尿等、衛生上問題がある汚れが付着しているとき。 (3)たばこ等による焦げ跡が残ったとき。 (4)汚れ等の付着により、ページが接着したとき、及び接着面を剥がしたことによりページが損失したとき。	汚破損した部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
3	書き込み（落書き、線引き、印つけ等）	(1)マジック、ボールペン、クレヨン、マーカー、墨、絵の具等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがあるとき。	書き込みの長さが5cm以下のときは、弁償免除とする。5cm以下で複数箇所あるときは、その合計で判断するものとする。ただし、5cm以下の場合でも絵や写真、文字等が判読できないときは弁償対象とする。
		(2)鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、書き込み跡が残り利用上支障が出るとき。	範囲に関係なく弁償対象とする。
		(3) 鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、消すことにより、絵や写真、文字等印刷部分が退色したり汚れたり、ページが破損したとき。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
4	資料のページ破れ（破れた部分が残っているとき）	修理しても判読に支障が出るとき。絵本、画集、写真集等にあっては、破れた部分が絵または写真にかかっているとき。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
5	資料のページの一部欠落（欠落した部分がないとき。）	部分的な破れであっても、本文、挿絵、図等が欠落したとき。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
6	資料のページ全体の欠落	1ページを丸ごと切り取り又は破れてページがないとき。（目次又は奥付ページの欠落を含む。）	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
7	折り癖等	(1)折りを直しても、資料の形状が変わるほど膨らんでしまうとき。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
		(2)利用及び保存に差し支える程度にしわが寄っているとき。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
8	噛み（咬み）跡	(1)人、ペット等が噛んだため、噛み跡や傷が生じて破損したとき。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
		(2)人、ペット等が噛んだため、衛生上問題があると判断されたとき。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
9	異物の挟み込み等	毛髪等、衛生上問題があるものが挟み込まれた状態で、異物を取り除いても、染み、汚れ等が残っているとき（2に準じるとき。）。	2に準じる。
10	におい	たばこ、香水等の臭いが取れないとき。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
11	表紙の損傷（ビニールコートの傷、焦げ跡、穴開き等）	ビニールコートの下（表紙、本体）まで損傷しているとき。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
12	型紙、地図その他資料の付録	(1)紛失又は一部欠落により、使用に支障があるとき。	範囲に関係なく弁償対象としない。ただし、故意や繰り

		(2)ルレットによる損傷、チャコペン等による書き込みがあるとき。	返すときは、その限りでない。
13	CD等の電子付録	(1)破損等によりひびが入る、割れるなど、形状が正常な状態でないとき。	範囲に関係なく弁償対象としない。ただし、故意や繰り返すときは、その限りでない。
		(2)再生機器で再生できない状態になったとき。	
		(3)再生の際に機器に故障が生じるおそれがあるとき。	
		(4)3に準じる状態であるとき。	
14	I Cタグ、本のケース類	I Cタグ、本のケースのみの汚損又は破損については、再生可能かを確認のうえ、厳重注意とする。	範囲に関係なく弁償対象としない。ただし、故意や繰り返すときは、その限りでない。
15	紛失	落し物、置忘れ、置き引きに遭遇等、本人の管理に過失があり紛失したとき。	弁償対象とする。
16	滅失	利用者の故意又は過失により滅失したとき。	弁償対象とする。
17	その他弁償となるとき	弁償免除の対象となる軽度な損傷であっても、繰り返したとき。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。

□視聴覚資料

	対象	状態	範囲
1	汚損又は破損	(1)破損等によりひびが入る、割れるなど、形状が元の状態でないとき。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
		(2)汚損のときは、(1)に準じる。	
2	再生不能	再生機器で再生できない状態になったとき。	再生不可能部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
3	機器への影響	再生の際に機器の故障が生じるおそれがあるとき。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
4	内容の変換	元の内容を変換したとき。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
5	歌詞カード又は解説書類	歌詞カード、解説書等付録の汚損、破れ等には12に準じる。	範囲に関係なく弁償対象としない。ただし、故意や繰り返すときは、その限りでない。
6	I Cタグ、ケース類	I Cタグ、視聴覚資料のケースのみの汚損又は破損については、厳重注意とする。	範囲に関係なく弁償対象としない。ただし、故意や繰り返すときは、その限りでない。
7	紛失	落し物、置忘れ、置き引きに遭遇等、本人の管理に過失があり紛失したとき。	弁償対象とする。
8	滅失	利用者の故意又は過失により滅失したとき。	弁償対象とする。

■参考条例等

□福津市立図書館条例（抜粋）

（損害の賠償）

第6条 利用者が、その責めに帰すべき事由により、図書館資料又は設備器具等を紛失、破損又は著しく汚損したときは、現品又はそれに相当する代価を弁償しなければならない。

（弁償の免除）

第7条 館長は、前条の場合において、天災、火災等の不可抗力により、利用者が資料を紛失、破損又は著しく汚損したと認められるときは、当該資料の弁償を免除することができる。

□福津市立図書館条例施行規則（抜粋）

（資料の弁償届）

第10条 図書館資料及び設備機器等(以下「資料等」という。)を利用する者又は資料等の貸出しを受けた者(以下「利用者」という。)で当該資料等を紛失し、破損し、又は著しく汚損したものは、図書館資料等(紛失・破損)届(様式第2号)により、直ちに館長に届け出なければならない。

2 条例第6条の規定により、利用者が紛失し、破損し、又は著しく汚損した資料等を弁償するときは、当該資料等と同一の資料等を納入しなければならない。ただし、当該資料等に相当する価格の納入をもってこれに代えることができる。

3 前項の場合において、館長は、利用者が資料等の弁償を行ったときは、受領書(様式第3号)を発行するものとする。

（弁償の免除）

第11条 前条第1項の規定により届け出た者のうち、その原因が天災、火災等の不可抗力による場合は、条例第7条の規定に基づき、図書館資料等弁償免除申請書(様式第4号)に、関係機関が発行する罹災証明書等を添付し、館長に提出するものとする。

2 館長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上決定し、その結果について図書館資料等弁償の免除申請に係る結果通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

□福津市複合センター条例（抜粋）

（損害賠償）

第21条 利用者が故意又は過失により、施設等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

□福津市複合センター条例施行規則（抜粋）

（図書館資料の紛失、破損、弁償等）

第18条 図書館資料及び設備機器等(以下「資料等」という。)を利用する者又は資料等の貸出しを受けた者(以下この章において「利用者」という。)で、当該資料等を紛失し、破損し、又は著しく汚損した者は、図書館資料等紛失・破損届(様式第11号)により、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

2 利用者が紛失し、破損し、又は著しく汚損した資料等を弁償するときは、当該資料等と同一の資料等を納入しなければならない。ただし、当該資料等に相当する価格の納入をもってこれに代えることができる。

3 前項の場合において、教育委員会は、利用者が資料等の弁償を行ったときは、受領書(様式第12号)を発行するものとする。

（弁償の免除）

第19条 前条第1項の規定により届け出た者のうち、その原因が天災、火災等の不可抗力による場合は、図書館資料等弁償免除申請書(様式第13号)に、関係機関が発行する罹災証明書等を添付し、教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上決定し、その結果について図書館資料等弁償の免除申請に係る結果通知書(様式第14号)により、当該申請者に通知するものとする。